

公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

記

1 更新を認められた者の住所及び名称

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

日本製鉄株式会社

(法人番号 : 3010001008848)

2 保税蔵置場の名称及び所在地

日本製鉄株式会社山口製鉄所 (周南)

山口県周南市野村南町4976番地

3 更新した期間

自 令和8年8月1日

至 令和14年7月31日

令和8年7月17日

門司税関長 弓削 州司